

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託候補者選定審査要領

1 目的

この要領は、子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて応募のあった企画提案書を審査し、同業務の委託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するため、子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

3 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会は、別紙1の委員をもって構成する。
- (2) 選定委員会の委員長は、長野県教育委員会事務局心の支援課長とする。また、副委員長は心の支援課企画幹兼課長補佐兼人権支援係長とする。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 審査事項

選定委員会は、実施要領に基づき提出された企画提案書の内容を審査し、全審査員の評価合計点数が180点以上を得て、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定するものとする。

5 審査方法

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務委託選定基準により、6項目の審査項目で審査を行い、同点の評価になった場合は、選定委員長が判断する。

なお、全選定員の評価合計点数が180点以上を得た者を選定するものとする。